

大阪堂島商品取引所 新規上場商品等の商品概要

商品名称【宮城ひとめ18】商品概要

| | |
|----------|---|
| 項目 | 内容 |
| 標準品 | 宮城ひとめ 宮城県産ひとめぼれ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）に基づく記録がなされかつ産地情報の伝達が可能な米穀であって、産地物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品に限る（譲渡供用品については、農産物検査法に基づく検査規格水稲うるち玄米1等品及び2等品） |
| 売買仕法 | システム売買による個別競争売買（ザラバ） |
| 注文受付時間 | 9:00～15:00 |
| 呼値と呼値の単位 | 1俵あたり10円 |
| 制限値段 | 基準値段（＝前営業日の帳入値段）を基準として上下300円 ※基準値段の制限値段到達状況により、400円→500円へと順次（当月限については600円に）拡大する場合がある。 |
| 取引単位（倍率） | 1枚 18俵（倍率＝取引単位÷呼値＝18倍） |
| 受渡単位 | 1枚 18俵 |
| 限月 | 新甫発会日の属する月から起算して12か月以内の偶数月 |
| 新甫発会日 | 当月限納会日の翌営業日 |
| 当月限納会日 | 偶数月の20日（休業日に当たる場合は繰り上げ） |
| 受渡値段 | 当月限納会日における当月限の帳入値段 |
| 受渡日 | 当月限納会日の2営業日後に当たる日 |
| 受渡場所 | 宮城県内所在の営業倉庫のうち、本所が指定したもの（＝指定倉庫） |
| 受渡方法 | 渡方は荷渡指図書及び指定倉庫発行の在庫証明書を、受方は受渡代金及び消費税を差出す事により行う |
| 受渡供用品 | 宮城県産ひとめぼれ1等品及び2等品 |
| 供用期間 | 毎年の10月限を米穀年度切替限月とし、前米穀年度の米国は当米穀年度の10月限、12月限及び2月限まで供用することができる |
| 価格調整額 | 等級格差及び産年格差は、受渡月の前々月末までに決定・公表する |
| 取引証拠金 | 取引証拠金の額は、株式会社日本商品清算機構が定める |
| 委託手数料 | 片道700円（税込み770円） |

商品名称【秋田こまち17】商品概要（既存の商品からの変更点）

| | | |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| 項目 | 変更後 | 現行 |
| 取引単位・受渡単位 | 1枚 17俵 | 1枚 204俵 |
| 限月 | 新甫発会日の属する月から起算して12か月以内の偶数月 | 新甫発会日の属する月から起算して12か月以内の偶数月 |
| 委託手数料 | 片道700円（税込み770円） | 片道6,000円（税込み6,600円） |

※旧規定に基づく「秋田こまち」の新甫発会日は2021年2月限（2020年2月21日発会）まで。それ以降の限月は新甫発会しない。

商品名称【とうもろこし50】商品概要（既存の商品からの変更点）

| | | |
|--------|----------------------------------|---|
| 項目 | 変更後 | 現行 |
| 受渡単位 | 1枚 500,000kg | 1枚 100,000kg |
| 限月 | 新甫発会日の属する月の翌々月から起算して12か月以内の奇数月。 | 新甫発会日の属する月から起算して14か月以内の奇数月 |
| 当月限納会日 | 偶数月の15日（休業日に当たる場合は繰り上げ） | 当月限の前々月の最終営業日 |
| 受渡日 | 当月限の1日から月末までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日 | 当該限月に対応する偶数月の前月の15日（当日が休業日に当たる場合は繰り上げ）から翌月末日迄の間 |

※旧規定に基づく「とうもろこし」の新甫発会日は2021年4月限（2020年3月2日発会）まで。それ以降の限月は新甫発会しない。

以上